

○津山工業高等専門学校寄附金取扱規程

〔平成 20 年 2 月 26 日〕
規程第 2 号

改正 令和 6 年 4 月 1 日規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（平成 16 年規則第 45 号。以下「機構寄附金取扱規則」という。）の定めるところによるほかこの規程による。

(定義)

第 2 条 この規程において、寄附金とは、本校における業務を支援することを目的とする寄附金で、次の各号に掲げる経費に充てるべきものをいう。

- (1) 学生に貸与又は給与する学資
- (2) 学生に貸与又は給与する図書、機械装置、器具及び標本等の購入費
- (3) 学術研究に要する経費
- (4) 教育研究の奨励を目的とする経費
- (5) 管理・運営の支援を目的とする経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める経費

(寄附の受入れ)

第 3 条 校長は、本校に寄附金の申し込みをしようとする者（以下「寄附者」という。）があるときは、機構寄附金取扱規則第 6 条に定める寄附金申込書を提出させるものとする。

2 校長は、本校教職員でその職務に属する教育又は研究に対する寄附の申し出を受けようとする者（以下「研究担当者」という。）があるときは、当該研究担当者に寄附金として受入れるために必要な手続きを行わせるものとする。

(受入れ決定及び承認通知)

第 4 条 寄附金の受入れは、教務主事、学生主事、寮務主事及び事務部長の審査に基づき、校長が決定する。

2 校長は、寄附金の受入れの決定をしたときは、機構寄附金取扱規則第 10 条に定める寄附金受入通知書及び受入れ決定に関する書類の写しを当該寄附者に送付

するとともに、出納命令役にその旨を通知するものとする。

(寄附金の使途変更等)

第5条 研究担当者は、機構寄附金取扱規則第12条に定める寄附金の使途変更等を行う場合は、寄附金使途変更(移替)申請書(別紙様式)により、校長の承認を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日規程第4号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

寄附金使途変更（移替）申請書

（申請者）

学科等名

職 名

氏 名

印

下記のとおり使途変更（移替）したいので申請します。

記

寄 附 金 の 名 称	
寄 附 者 の 氏 名	
寄 附 金 額	円
寄 附 の 目 的	
寄 附 の 条 件	
使 途 変 更 （ 移 替 ） 金 額	円
移し替える国立大学法人等	
使 途 変 更 後 の 使 用 計 画	
使 途 変 更 （ 移 替 ） 事 由	